

愛媛県議会日越友好促進議員連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、愛媛県議会日越友好促進議員連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、日本とベトナム社会主義共和国との友好を促進することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ベトナム社会主義共和国との経済・文化・芸術・スポーツ・科学技術等の諸分野における交流を拡大促進すること。
- (2) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 本連盟は、本連盟の目的に賛意を表する愛媛県議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 5名以内
- (5) 監事 2名

2 会長、副会長、事務局長、理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

(役員の任期等)

第6条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会長は、本連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。会長に事故のあるときは、副会長が会長の職務を行う。
- 3 事務局長は、本連盟の事務を統括する。
- 4 理事は、役員会を構成して会務を担当するとともに、本連盟の運営に当たる。
- 5 監事は、本連盟の会計を監査する。

(顧問)

第7条 会長は、役員会に諮り、顧問を委嘱することができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じ、又は意見を述べることができる。ただし、議決に参加することはできない。

(機関)

第8条 本連盟に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会
- (3) 監事会

(総会)

第 9 条 総会は、毎年 1 回開く。

2 臨時総会は、役員会の決定によって開く。会員の 4 分の 1 以上の要求があれば、役員会は、臨時総会を開かなければならない。

3 役員会は、会長が必要と認めたときに開く。役員の 3 分の 1 以上の要求があれば、会長は、これを開かなければならない。

4 監事會は、監事の要求によって開く。

(会議)

第 10 条 本連盟の各機関の会議は、原則として出席会員全員の同意をもって議事を決定する。

(予算及び決算)

第 11 条 本連盟の所要経費は、会員の会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。年間予算及び決算は、総会の承認を求めなければならない。

(会費)

第 12 条 会員の会費は、月額 1,000 円とし、議員報酬より徴収する。

(会計年度)

第 13 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第 14 条 本連盟の事務を処理するため、県議事堂内に事務局を置く。

(規約の改正)

第 15 条 本規約は、総会において改正することができる。

附 則

本規約は、令和 4 年 10 月 5 日から施行する。